

クマ類の現状と特定鳥獣保護管理計画の課題

石川県環境部自然環境課 野崎英吉

1999年に制度化した特定鳥獣保護管理計画(以下、特定計画という)は生態系保全を含む科学的で計画的な保護管理事業を推進し、農林業被害の軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な存続を一つの目標としている。

当時、クマ類に関しては、滋賀県以西における生息域が分断化され、生息数が極端に少なくなった地域個体群を絶滅のおそれがない安定的な持続的な個体群に向けることと、東日本では個体群の安定維持と被害防除の二点が主な目的であり、制度開始5年間での計画策定は10府県とわずかであった。

2004年には、富山県以西の日本海側各県で、また、2006年には中部地方以東の東日本で、前例のない大量出沒が発生した。その後も大量出沒が繰り返された。特定計画を策定しない多くの県ではクマの大量出沒という緊急事態に対応できず混乱した。これを契機に、計画策定が促進された。大量出沒の要因として、ブナ科堅果類の凶作と人家に近い森林の管理不足が指摘され、多くの県では、大量出沒対応のための豊凶調査やゾーニングによる生息環境管理の視点と持つようになった。2011年現在での特定計画策定県は16府県となった。

2014年、日本クマネットワーク(2014)が各都道府県に問い合わせたアンケート調査によると、クマ類の生息分布地域は、環境省が2003年に実施した第6回自然環境基礎調査に比べ、ヒグマでは約5%、ツキノワグマでは23%の増加が見られ、全国的にクマ類の生息地・出沒地の拡大がさらに進んでいることが明らかになった。また、推定個体数においても、特定計画を策定している各道府県では、いずれも個体数の増加を示している。また、秋の木の実の凶作年には、大量出沒が定期的な発生するようになっている。更に、クマの生息地と都市域が接している札幌市、秋田市、長野市、金沢市などの地方都市では、木の実のなりが平常な年であっても市街地の中心部に近いところにまで出沒するようになってきている。

2014年4月現在クマ類が生息している33都道府県(茨城県、大阪府をのぞく)のうち、22道府県で特定計画が策定済みである。このように、クマ類の置かれている現状は、この15年間で大きく変化している。

特定計画の特徴は順応式管理であり、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)サイクルの絶え間ない繰り返しである。このサイクルの中で、計画や評価を支えるのが、科学的モニタリングである。クマ類においても、生息状況は年々変化しており、生息(密度)数、分布域、捕獲数、目撃情報、被害情報、木の実の豊凶、繁殖情報な

どを逐次或いは定期的に収集し更新する必要がある。このうち、捕獲数、目撃情報、被害情報は行政の通常業務の中で比較的簡単に収集可能な情報である。また、生息（密度）数、分布域、繁殖率の調査、木の実の豊凶、個体群の増減傾向などは調査研究機関や専門家による資料の収集や分析が必要となる。年変動の大きな自然界において1度限り調査データで判断するよりも、毎年モニタリング調査を重ね、長期間のデータ蓄積のほうが、生息動向と被害発生要因の関係性を適切に判断できる。そのためには、自前あるいは共同の調査研究機関でのデータ蓄積が望まれる。

計画或いは改善の段階では、情報の分析に基づいた計画決定がなされる。総捕獲数管理の例で見ると、現在多くの府県は環境省が策定したガイドラインの例に沿って、個体数水準の4つの段階により捕獲数上限の割合を設定している。そのため、大量出没が発生したとしても、計画策定県では、現状の個体数水準に沿って淡々と捕獲や保護（移動放獣など）を進めていくことが可能になる。

生息地の保護及び整備に関する事項では、ガイドラインに沿ったゾーニング、つまり、中核的（コア）生息地、周辺地域及び移動通路、排除地域3区分の提案している県が多い。大きな山塊を生息域としている地域個体群では3区分の設定が比較的簡単である。また、出没や人事が発生している都市近郊の里山地域では、出没対策として、誘引物の除去対策や通路となっている森林の刈り払い、間伐、鳥獣保護区の解除や縮小など状況に合わせた対応が必要である。

秋の大量出没に対しては、多くの県が木の実の豊凶調査と出没情報を収集することにより、その予測が可能となってきている。しかし、近年はいわゆる排除地域への侵入が多くなることが、今以上に予想される。出没を未然に防止することが、危機管理として重要であり、予防的な捕獲や里山に生息するクマの排除対策が望まれている。

被害対策を含め、クマ類の現状を住民に対し広報することは、情報共有と合意形成、問題解決を図っていく上での基本である。策定している全ての道府県が特定計画の全文をホームページに掲載している。また、一部の県では、目撃情報やブナ科植物の豊凶調査結果などを、住民がクマとの人身事故を未然に防ぐため必要な情報として公開している。どれくらいの住民がそれらのホームページにアクセスしているかは不明であるが、関係市町村に情報をフィードバックし、詳細な情報を、報道機関を通じて二次的に広報できることは重要である。

ガイドラインでは、地域個体群を対象に、ツキノワグマについては18個、ヒグマについては5個の保護管理ユニットに区分して広域保護管理することを提唱している。ツキノワグマについてはこの区分がほぼ遺伝的変異と対応した個体群となっている。特定計画を策定する際にも、県内に複数の保護管理ユニットがある場合は、個別の保護管理ユニット毎に記述する必要がある。現在、広域保護管理協議会の設置と指針が策定、運用されている地域は、西中国と白山奥美濃の2地域だけであるが、引き続き、他地域においても広域保護管理計画策定地域の拡大、推進が望まれている。